



ひとりひとりが
未来をつくる1ピース。

いまを生きるわたしたち全てが手を取り合って
初めて実現する未来があります。

部落差別(同和問題)について正しい理解と認識を

「差別のない社会」は、誰かが無知・無関心のままでは完成しません。
全ての人々が問題解決に向き合い、協力・行動することが大切です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が
平成28年(2016年)12月16日に施行されました。



「全ての佐賀県民が
一人一人の人権を共に認め合い、
支え合う社会づくりを進める条例」が
令和5年(2023年)3月に施行されました。



佐賀県 人権・同和对策課

TEL 0952-25-7063 FAX 0952-25-7332 メール jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp